緊急時対応に係る訓練基本方針の策定について

令和3年4月21日原子力規制庁

令和2年度第41回原子力規制委員会(令和2年12月2日)及び第52回原子力規制委員会(令和3年1月27日)において、緊急時対応に係る訓練基本方針 (以下「基本方針」という。)の策定について諮り、了承をいただいた。

今般、別添のとおり基本方針を策定することとしたい。なお、今後は以下のスケジュールで基本方針に沿った取組を進めることとする。

プラント班では、これらの取組を先行して検討していることから、参考として令和3年度訓練活動計画のイメージを示す。

<今後のスケジュール>

- (1) 4月から6月を目途に基本方針を踏まえ、以下を実施。
 - 1) 各要員に共通の訓練・研修を示す。
 - 2) 各要員は、自身が参加する訓練・研修を計画する。
- (2) (1)を踏まえた原子力規制庁の取組については、原子力規制委員会の マネジメントシステムにおいて管理する。

【添付資料】

別添 緊急時対応に係る訓練基本方針(案)

【参考資料】

- 参考1 令和3年度プラント班の訓練活動計画のイメージ
- 参考 2 緊急時対応に係る訓練基本方針(仮称)の策定及びその後の訓練・研修 の進め方について【令和3年1月27日 第52回原子力規制委員会資 料】

(案)

緊急時対応に係る訓練基本方針

令和 3 年 月 日 内閣府政策統括官(原子力防災担当) 原子力規制庁長官

東京電力福島第一原子力発電所事故から得た教訓を風化させることなく継承 し、原子力事故又は原子力災害(以下「原子力災害等」という。)の発生時にお いて緊急時対応が適切に行えるよう、平時から組織的かつ継続的に緊急時対応 能力の維持・向上に努めることが必要である。

このため、内閣府政策統括官(原子力防災担当)付及び原子力規制庁(以下「両組織」という。)の各職員が緊急時対応の重要性を自覚して、着実に訓練及び研修(以下「訓練等」という。)に取り組むことができるよう、緊急時対応に係る訓練基本方針(以下「訓練基本方針」という。)を以下のとおり定める。

1. 理念

- ① 両組織は、原子力災害等が発生した際に行う緊急時対応の中心的組織であり、原子力災害等から国民の生命、身体及び財産を保護することに万全を期するため、一致団結して真正面から緊急時対応にあたらなければならない。
- ② このため、両組織は、原子力災害等はいつでも起こり得るという認識のもと、 あらゆる事態に的確かつ柔軟に対処できるようにするため、職員が平時から 訓練等を積み重ねて緊急時対応に必要となる能力及び心構えを体得できる よう訓練等の実施に努める必要がある。

2. 各職員の基本姿勢

- ① 両組織の職員は、どの部署に所属していても、原子力災害等が発生した際には緊急時対応の中心的要員となるものであることを自覚し、原子力災害等から国民の生命、身体及び財産を保護するため、緊急時対応に真正面から取り組むものとする。
- ② 両組織の職員は、原子力災害等に関する知識を広く習得し、専門性を向上させることを旨として、いかなる事態にも的確かつ柔軟に対処できるよう日々自己研鑽に努めるものとする。
- ③ 機能班及びその他緊急時対応組織(以下、「機能班等」という。)に所属する 要員(以下「各要員」という。)は、原子力災害等の発生に即応する責務を 有することを自覚しなければならない。

3. 緊急時に必要とされる能力

① 両組織の幹部は、緊急時においてリーダーシップを発揮して、緊急時対応組織をマネジメントし、かつ、原子力災害等対応時の意思決定に直接貢献できる能力を有することが求められる。

- ② 機能班等の長及びその代理並びにこれに準ずる要員(以下「機能班長等」という。)は、各機能班等の役割を十分理解した上で、その役割を果たせるよう優先順位をつけて機能班等のマネジメントを行うとともに、原子力災害等対応時の意思決定に資する情報提供や助言を行う能力を有することが求められる。また、他の機能班等との関係性やオンサイト対応とオフサイト対応の関係性を理解した上で、必要な連携を図る能力も求められる。
- ③ 各要員は、原子力・放射線に関する基礎的な知識、原子力規制や原子力防災に係る法的知識、緊急時対応で使用するシステム・機器の操作、コミュニケーションや資料作成など、与えられた役割を果たすために必要な能力を有することが求められる。

4. 能力維持・向上の取組

- ① 内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総合調整・訓練担当)及び原子力規制庁長官官房緊急事案対策室長(以下「訓練担当管理職」という。)は、各要員が3.の能力を維持・向上させるために必要となる各機能班等に共通する訓練等の計画(以下「共通訓練・研修計画」という。)を示すとともに、訓練等の実績を踏まえ、これを不断に見直す。
- ② 両組織は、共通訓練・研修計画に基づいて訓練等を着実に実施する。原子力 災害等発生時以外の緊急時においても、当該緊急時への対応に支障のない 範囲で訓練等を実施するとともに、各要員以外の両組織の職員、他府省庁等 所属の各要員に対しても、訓練等の機会を積極的に付与する。
- ③ 機能班長等は、①の共通訓練・研修計画を踏まえ、これ以外の訓練等があれば、所属の要員が参加すべき訓練等リストとして、上記①に追加して示す。
- ④ 各要員は、①及び③を踏まえ、自身が参加する訓練等を記載した訓練・研修 参加計画を作成し、これに基づき訓練等に参加する。
- ⑤ 各要員の所属部署の上長等は、各要員が訓練等に参加しやすい環境を作り、 訓練等へ参加することを奨励する。
- ⑥ 両組織の幹部は、積極的に訓練等に参加し、両組織の職員に範を示すものと する。
- ⑦ なお、両組織は、実際の対応にまさる能力向上の機会はないことを自覚し、 自然災害対応や感染症対応などにおける実際の対応からも訓練の改善など 原子力災害等への対応に応用可能な教訓を得るよう努めるものとする。

5. マネジメント

- ① 各要員は、各年度半期ごとの人事評価(業績評価)の目標設定の際、自身の 訓練・研修参加計画を人事評価者及び機能班長等に提出する。
- ② 人事評価者及び機能班長等は、各要員の役割や力量を踏まえ、①により各要員から提出された訓練・研修参加計画を確認する。
- ③ 各要員は、年度半期ごとの人事評価(業績評価)の際、訓練等の参加状況、 平時からの自己研鑽、要員としての活動等を踏まえた力量の自己評価を行

- い、人事評価者に報告するのに合わせ、機能班長等に対しても報告を行う。
- ④ 人事評価者は、年度半期ごとの人事評価(業績評価)の際、各要員から報告される訓練等の参加状況等や力量の自己評価を確認し、必要に応じ、機能班長等から意見を求め、人事評価に反映する。
- ⑤ 機能班長等は、③の報告や当該機能班等の活動状況等を踏まえて、必要に応じ、各要員に対し指導・助言を行う。
- ⑥ 機能班長等は、訓練等の結果や各要員の意見等も踏まえて、必要に応じ、各 訓練等の内容について課題や改善策を所属する組織の訓練担当管理職に提 案する。
- ⑦ 訓練担当管理職は、⑥の機能班長等からの提案等も踏まえ、次年度の共通訓練・研修計画を策定する。
- ⑧ 訓練担当管理職は、年度重点計画など各組織のマネジメントシステムの中で、訓練基本方針に基づく取組について評価を実施し、取組全般について効率的かつ効果的に実施されるよう、協力して不断に改善を図る。

6. その他

訓練基本方針に関する事務は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官 (総合調整・訓練担当)付及び原子力規制庁長官官房緊急事案対策室が連携して 行い、必要に応じて調整するものとし、訓練基本方針の運用に必要な事項は、訓 練担当管理職が別途定める。

令和3年度プラント班の訓練活動計画のイメージ

I. 組織の機能及び各要員の役割・能力

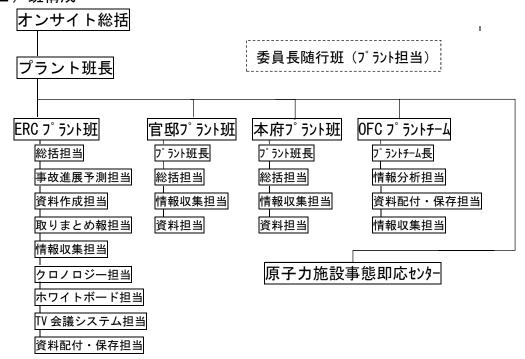
1. 組織(プラント班)の機能・役割

(1)役割

事故が発生した原子力施設に関する情報の収集、整理を行うとともに、事態 の進展予測等の分析を行う。

また、収集した原子力施設に係る情報等について、必要に応じて、官邸幹部 や原災本部各機能班と共有する。

(2) 班構成



2. プラント班の要員の役割と必要な能力

(1) オンサイト総括

(役割)

- ・ プラント班の活動全体を総括するとともに、事象全体像の把握や官邸、OFC 総括等とのやりとりを行う。
- ・ 10条確認会議及び15条認定会議の司会進行を行う。
- ・ 炉規制法 64 条第3項に基づく命令(事業者等の応急措置に対する追加措置) の要否を判断する。
- ・ 現地検査官に対する放射線障害防止に係る待避・緊急作業の要否を判断する。 (能力)

○技術的な能力

- ・ 基本的な原子力施設の仕組み把握
- 資料・データ理解(COP・ERSS・SPDS・備付資料)
- ・ 事象の理解 (何が起きているか 次に何が起きるか 事業者等の措置は妥当か)
- 〇炉規制法 64 条第3項に基づく措置命令、検査官の退避・緊急作業の要否判断 能力
- 〇コミュニケーション能力

2) プラント班長・班長代理

(役割) オンサイト総括の活動をサポートするとともに、TV 会議システムを通して、事業者等から事態が発生した原子力施設の運転状況や事業者等が実施した応急措置等を速やかに収集(必要に応じて分析) し、ERC プラント班内の各担当に資料作成等の指示を行う。

また、班長代理は、プラント班長の活動をサポートするとともに、複数プラント同時発災時等の際に、プラント班長と役割分担の上、事業者等とのやりとりを行う。

(能力)

○技術的な能力

- ・ 基本的な原子力施設の仕組み把握
- 資料・データ理解(COP・ERSS・SPDS・備付資料)
- ・ 事象の理解(何が起きているか 次に何が起きるか 事業者等の措置は妥当か)
- 〇コミュニケーション能力

(3)ERCプラント班

(主なミッション)

原子力規制庁において、プラント班長指示の元、事故が発生した原子力施設に 関する情報の収集、整理を行うとともに、必要に応じて事態の進展予測等の分析 を行う。

収集した原子力施設に係る情報については、各役割に応じて原災本部各機能班 と共有する。

(役割·能力)

① 総括担当

(役割) プラント班長の活動をサポートするとともに ERC 各機能班との連絡・調整を行う。具体的には、ERC各機能班からの問い合わせ窓口となる他、事業者等からの情報を元に、原子力施設の状況、事態のステイタス等を、専用系PCの一斉通知機能によりERC各機能班に情報提供する。

(能力)

○技術的な能力

- ・ 基本的な原子力施設の仕組み把握
- 資料・データ理解(COP・備付資料)
- 事象の理解(何が起きているか)

② 事故進展予測担当

(役割) ERSSやSPDSを監視し、原子力施設の状況の変化に対する気づきや確認事項がある場合には、オンサイト総括及びプラント班長に情報提供・助言を行う。また、事業者等から得られた情報を元に、必要に応じて事態の進展予測等の分析を行い、オンサイト総括及びプラント班長に助言を行う。

(能力)

○技術的な能力

- ・ 基本的な原子力施設の仕組み把握
- ・ 資料・データ理解 (COP・ERSS・SPDS・備付資料・事象進展資料)
- ・ 事象の理解(何が起きているか 次に何が起きるか 事業者等の措置は妥 当か)

③ 資料作成担当

(役割) プラント情報及び分析結果から各種会議及び広報のための原子力施設の事故状況等に関する資料 (プラント状況説明図、SA対策系統図 (いわゆる〇×図) プラント状況クロノロ等) を作成し、官邸プラント班、ERCプラント班、ERC各機能班、現地プラントチーム、原子力施設即応センター等に共有する。

(能力)

○技術的な能力

- ・ 基本的な原子力施設の仕組み把握
- 資料・データ理解(COP・ERSS・SPDS・備付資料)
- 事象の理解(何が起きているか)
- ○基本動作及び機器操作能力(手順・資料作成・機器操作)

④ 取りまとめ報担当

(役割)事業者等から収集した原子力施設の状況や事業者等の応急措置に関する情報を集約し、ERC プラント班の取りまとめ報を作成し、ERC 総括班が指定する方法で提出する。

(能力)

○技術的な能力

- ・ 基本的な原子力施設の仕組み把握
- 資料・データ理解(COP・備付資料)
- 事象の理解(何が起きているか)
- ○基本動作及び機器操作能力(手順・資料作成・機器操作)

⑤ 情報収集担当

(役割)

- ・ PCビデオ会議等を用いて、官邸プラント班、OFC プラントチーム、原子力施設事態即応センターとの情報共有・問い合わせ対応を行う。また、TV会議システム等を通じて収集される情報以外の原子力施設の情報が得られた場合には、適宜プラント班に共有する。
- ・ 資料作成担当が作成した資料の誤りや内容の齟齬の有無等の確認を行う。また、AL→SE、SE→GE等重要な事態進展の際に、資料作成を 指示する。

(能力)

- ○技術的な能力
- ・ 基本的な原子力施設の仕組み把握
- 資料・データ理解(COP・備付資料)
- 事象の理解(何が起きているか)
- 〇コミュニケーション能力
- ○基本動作及び機器操作能力(手順・機器操作)

⑥ クロノロジー担当

(役割) ERC プラント班内の活動実績及びプラントの状態に関するクロノロジーを作成する。

(能力)

- ○技術的な能力
- ・ 基本的な原子力施設の仕組み把握
- 資料・データ理解(COP・備付資料)
- 事象の理解(何が起きているか)
- ○基本動作及び機器操作能力 (手順・資料作成・機器操作)

⑦ ホワイトボード担当

(役割)事業者等から得たプラント情報をホワイトボードに記載し、プラント班内の情報共有を行う。

(能力)

- ○技術的な能力
- ・ 基本的な原子力施設の仕組み把握

- 資料・データ理解(COP・備付資料)
- ・ 事象の理解(何が起きているか)
- 〇基本動作能力(手順)
- ○筆記能力(判別しやすい記載・整理)

⑧ TV会議システム担当

(役割) オンサイトTV会議システムの運用管理を行う。

(能力)

- ○技術的な能力
- ・ 基本的な原子力施設の仕組み把握
- ○基本動作及び機器操作能力(手順・機器操作)

⑨ 資料配付・保存担当

(役割)事業者等から送信された FAX 等、プラント情報に関する資料を集約・配付・保存する。

(能力)

- ○技術的な能力
- ・ 基本的な原子力施設の仕組み把握
- ○基本動作及び機器操作能力(手順・機器操作・資料識別等)

4) 官邸プラント班

(主なミッション)

- ・ 官邸内において官邸幹部に対して、ERC プラント班等から得られたプラント 情報を報告するとともに、必要に応じて、プラント事故の進展予測を踏ま えた事故対処方針を諮る。
- ・ 事故対処方針を、ERC プラント班、原子力施設事態即応センター等に連絡する。

以下	省略				

Ⅱ、プラント班の緊急時対応能力の向上のための取組み

- 1. 組織(プラント班)における取組み
 - ①要素訓練

プラント班の活動に焦点を当てた訓練を行い、緊急時対応能力の維持・向上を図る。また、必要に応じて各拠点(ERC、官邸、本府、OFC)のプラント班間の連携や、各拠点のプラント班内の連携・協力に関する訓練を行う。

具体的には、事業者防災訓練に参加することで対応。また、各要員の参加については、各機能班班長が、各要員の参加の機会が均等になるように調整する。

②総合訓練

プラント班ばかりでなく、オンサイト及びオフサイトに関係する全ての機能班が参加し、実践的な状況下での関係者全体の動作訓練や能力の維持・向上を行う総合的な訓練を行う。現行の総合防災訓練にあたる。これまでの実情を踏まえ毎年1回程度の実施を基本とし、原則として、各要員全員参加とする。

2. 各要員における取組み

各要員の緊急時対応能力の維持・向上のため、各要員に割り当てられた役割に応じて、次の3つの訓練を組み合わせて実施する。(別紙1参照)

また、各要員は、Ⅱ. 1. ①及び②に参加の都度毎に、自らの力量を自己評価し、 必要に応じて 次年度の各要員の訓練計画に反映する。

なお、新規配置者については、これらの研修に加えて、「原子力防災基礎研修」*に参加するとともに、速やかに、至近の要素訓練にオブザーバとして数回参加し、経験者の指導を仰ぎながら業務を行う等の 0JT を行う。

※内原防主催の研修。原子力災害対策業務に初めて従事する行政機関職員を対象に、原子力災害の 特徴等の基礎知識を習得するために実施しているもの。

① 研修

各要員が所定の役割を果たすために必要な基礎知識を習得するとともに、体系的に自身の役割を理解するために受講する。具体的には、役割毎に用意された研修の中から各人が選択する。

② 反復訓練

各要員の役割に関する個々の基本動作や機器操作方法等の技能習得のため、実際の活動を繰り返し行い、対応能力を向上させる。具体的には、それぞれの役割毎に、必要な基本動作や機器の取扱方法の詳細を示したマニュアルを作成し、過去の事業者防災訓練の事例を活用した資料作成訓練やERCの機器操作訓練を行う。

③ 机上訓練(オンサイト総括及びプラント班長のみ)

オンサイト総括に求められる役割(炉規制法 64 条第3項に基づく命令、検査官の退避・緊急作業の要否判断)に関する能力向上の他、状況の判断・意思決定等に主眼をおいて訓練を行う。具体的には、オンサイト総括とプラント班長が、命令発出の状況を想定し、状況判断、意思決定等について訓練を行う。

Ⅲ. プラント班の活動に必要なマネジメント

【R3年度当初】: 計画の作成

- 各要員は班長等に当該年度の「訓練・研修参加計画」を提出する。(別 紙2)
- ・班長等は、各要員のこれまでの実績などを勘案し、必要に応じて面談等 を行い計画を確定させる。

【R3年9月】; 中間評価

各要員は班長等に訓練・研修への参加状況を中間報告する。

【R3年度末~4年度当初】; 実績評価

各要員は、班長等に年間計画を踏まえた自己評価(能力向上が図られたか、 訓練で役割を果たせたかなど)や課題などを班長等に報告する。

ERC プラント班各担当とそれぞれに求められる能力・研修等

能力	技術的な能力				コミュニ	追加措置等*	2要		基本動作及び機器操作能力			能力
	基本的な原子	資料・デ	事象の理解	※ 1	ケーショ	否判断能力		手順	資 料	機器	資料識別•	筆記
担当	力施設の仕組	ータの理			ン能力				作成	操作	配布・管理	፟ [(判別しやす
	み把握	解										い記載・整理)
オンサイト総括	0	0	12	3	0	0						
プラント班長	0	0	12	3	0	0						
事故進展予測	0	0	12	3								
総括	0	0	1		0							
資料作成	0	0	1					0	0	0		
取りまとめ報	0	0	1					0	0	0		
情報収集	0	0	1					0		0		
クロノロジー	0	0	1					0	0	0		
ホワイトホ* −ト*	0	0	1					0				0
TV 会議システム	0							0		0		
資料配付 • 保存	0							0		0	0	
_		***************************************	The state of the s					***************************************				
対応する訓練	e−ラーニ ング研修		ERSS 研修	シミュレータを活用した原子力入門研修		原子力入門研修		コミュニケーションスキル		キル 4	7.上訓練 ^{※3}	反復訓練
%3 %4	;原子力発電所(BWR・PW		<u> </u>	(⇒①用)			アッ	アップ研修				マニュアル学習 ^{※3}
	R) 全19コース)			プラントシ	シュミレータ訓	練(オンサイト総括	被規	制者との	効果的なこ	⊒ ≷		実操作演習 ^{※3}
	用にカ			用にカスタ	タマイズ)**3 ((⇒1)2(3用)	ᅟᅩᆖ	ケーショ	ン研修			
				要	素訓練・総合訓紀	東						

※ 1	事象の理解能力のレベル	①何が起きているか	②次に何が起こるか	③事業者等の対策は有効か
/•\ '	于 3507 生/17 1673 07 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17			O + A C T W // A C C // // //

難易度レベル 易

- ※2 追加措置;炉規制法64条第3項に基づく命令(事業者等の応急措置に対する追加措置)、検査官の退避・緊急作業立ち会いに関する措置
- ※3 下線部は 未整備
- ※4 新規配置者については、加えて 原子力防災基礎研修及び 至近の要素訓練にオブザーバとして参加

ERC 〇〇班	〇〇担当	氏 名
	班長	氏 名
	班長代理	 氏 名

○今期の機能班及び個人の目標

機能班の目標	個人の目標
・拠点運営・連携訓練までに〇〇班として、あらゆる事態に対して的確な業務が運営できる体制を構築する。	・拠点運営・連携訓練までに〇〇担当として遅滞なく個人の任務を完遂できるようにする。
・主要な人員の一部が欠けても業務を完遂できる体制に向けた継続的な準備をする。	・機能班内の担当ではない〇〇係の業務についても基本的な業務を遂行できるようにする。

〇訓練参加実績

訓練名	実施時期	訓練の目的	主要訓練項目	機能班の目標	訓練参加に当たっての個人目標	自己評価(次回の目標に反映) ※機能班長等は、機能班等としての 評価も記載
準備訓練	4月	新規要員の顔合わせ、新体制の確認、 更新された統合防災NW等の取扱方法の確認	○機能班長による機能班活動概要の教育 ○新体制における役割分担の確認 ○各種資機材の使用方法の教育(事務局による)	(以下、一例) □ 新規要員の顔合わせ □ 新体制における役割分担の確認 □ 資機材の使用方法等の確認	(以下、一例) □ 自分の役割の確認 □ クロノロ使用法の概要理解 □ 新機材の概要理解	(訓練後、自己評価を記入)
第1回初動対応訓練	5月	参集による体制構築、通信確保、本部設置等の初動対応の役割分担や 手順確認	○立上げ作業 ○新規要員への役割付与、手順確 認 ○官邸を含む他班との通信確認	□ 立上げ時の役割分担や 手順の確認 □ 体制の立上げ実践 □ 他班との通信接続	□ 立上げの習熟 □ 新FAX電話機能の習熟(特に関係 先) □ 業務に必要なフォルダの理解 □ 機能班マニュアルの理解	(訓練後、自己評価を記入)
機能班単位訓練	6月	機能班の対応能力の向上	〇班長指導の下、各機能班が実施 する活動を確認	□ ○○班の活動の全体像を班の 全員が理解する。 □ 各担当の役割を理解	□ 班全体の活動の把握 □ 班としての優先事項の理解 □ 他人の業務の理解(必要時に代替)	(訓練後、自己評価を記入)
総合防準備訓練(その1)	7月	訓練管理委員会事務局と各機能班 が連携し、より実際的な状況付与を 作成	〇総合防のシナリオに基づく状況付 与計画の作成	□ 機能班の能力向上に効果的な 状況付与の作成	□ 機能班の能力向上のための状況付 与の作成 □ 関連する他班の業務の理解	(訓練後、自己評価を記入)
拠点運営訓練	9月	原災本部事務局の緊急時業務について、事態進展に応じた状況確認、 調整、会議資料の作成等を訓練中に 実際に実施し、練度を向上	○状況の推移に伴う速やかな対応・ 意思決定の補佐○重視機能の強化	□ シナリオに応じた適切な対応 □ 班内、関係班との連携	□ 立上げの習熟 □ 取りまとめ報の時間内かつ正確な作成 □ 指示文案の時間内の提出	(訓練後、自己評価を記入)
拠点運営・連携訓練	10月上旬	事態進展に応じた状況確認、調整、 会議資料の作成等を訓練中に実際 に実施し、練度を向上	○状況の推移に伴う速やかな対応・ 意思決定の補佐○重視機能の強化	□ 適時適切な業務の運営 □ 先を見越した業務の実施 □ 班内でのチェック体制の構築 (業務遅延、錯誤の防止)	□ 個人及び班全体の優先順位をつけた業務の実施 □ 正確かつ遅延のない業務実施 □ 必要に応じ他の業務のフォロー	(訓練後、自己評価を記入)
原子力総合防災訓練	秋頃					
第1回事業者防災訓練連接訓練	調整中					
第2回事業者防災訓練連接訓練	調整中					
第3回事業者防災訓練連接訓練	調整中					

〇研修参加実績

研修名	実施時期	研修の目的	主要研修項目	研修参加に当たっての個人目標	自己評価(次回の目標に反映)
原子力災害対策 基礎研修		施するために必要な放射線の基本的	・原子力災害の特徴と理解 ・放射線と放射能、内部被ばくと外部被ばくへの防護の理解	・原子刀災害と放射線防護に関する 其磁知識を身につける	・基本的事項については理解できた。訓練を通じ得られた知識を活用したい。

〇自己評価の総括 記載欄 (※ 人事評価における業績評価の自己申告に該当)							
〇班長等コメント 記載欄							

※訓練参加実績及び研修参加実績の各訓練・研修の項目等については、各機能班長が任意に設定可能

【令和3年1月27日 第52回原子力規制委員会資料】

緊急時対応に係る訓練基本方針(仮称)の策定及び その後の訓練・研修の進め方について

令和3年1月27日原子力規制庁

令和2年度第41回原子力規制委員会(令和2年12月2日)において、緊急時対応 に係る訓練基本方針(仮称。以下、「基本方針」という。)の策定について諮った際(参 考参照)、検討の進め方をまずは原子力規制委員会に示すようにとの指示があった。

これまで実施してきた訓練から、1) 緊急時対応として限られた情報や複雑な情報から高度な意思決定を行う訓練、2) オンサイトーオフサイト間の組織的連携強化、3) 新たに要員になった職員による技術的知識の速やかな習得、4) 中長期的視点での中核要員の確保、その人材育成などの課題があると認識している。

これらの課題を解決し、各機能班等の要員が組織的かつ継続的に緊急時対応能力を 維持・向上させるために、基本方針を策定し、その下で計画的に訓練・研修を行うこ ととしたい。このため、内閣府(原子力防災)と連携し、以下のとおり検討を進める。

- ① 春頃を目途に、原子力規制委員会に基本方針案を諮り、了承を得る。その際、 参考としてプラント班の訓練・研修活動計画も提示する。
- ② 基本方針を踏まえ、夏頃までに、内閣府(原子力防災)と協力して、各機能班に共通の訓練・研修を示すとともに、各機能班長は必要に応じ、これに追加して参加すべき訓練・研修を提示する。これらを踏まえ、各要員は自身が参加する訓練・研修を明確化する。
- ③ それ以降、業績評価者及び機能班長が各要員の訓練・研修への参加状況を確認して人事評価に反映するなど必要なマネジメントを行うことに加え、基本方針に基づく取組全般についても必要な改善を図っていく。

上記のほか、各機能班等の要員が組織的かつ継続的に緊急時対応能力を維持・向上させ、中長期的な人材育成を図るための検討を進める。

○参考資料

・ 緊急時対応に係る訓練基本方針(仮称)等の策定について【令和2年12月2日 第41回原子力規制委員会資料】

緊急時対応に係る訓練基本方針(仮称)等の策定について

令和2年12月2日原子力規制庁

1. 背景・目的

原子力規制庁(以下「規制庁」という。)では、緊急時対応能力の維持・向上を目的として様々な訓練や研修を実施している。

緊急時対応は、通常時の組織編成とは異なる態勢(いわゆる機能班など)で行われるため、 訓練及びそのマネジメントもそれに沿ったものである必要がある。

東京電力福島第一原子力発電所事故から約 10 年を経過し、当時の緊急時対応を経験した 職員が減少していく中、規制庁の各職員が事故の教訓等を継承し、組織的かつ継続的に緊急 時対応能力を向上させるため、緊急時対応に係る訓練基本方針(仮称)(以下、「基本方針」と いう。)を策定し、その下で計画的に各種訓練や研修を実施することとしたい。

|2. 基本方針の構成(案)|

① 理念

原子力災害が発生した際の組織として及び各職員としてのあるべき姿を示すとともに、平時における備え(=訓練や研修など)がいかに重要かを論じる。

② 緊急時対応に必要とされる能力

緊急時対応組織の機能及び要員の役割を踏まえ、それを果たすために必要とされる能力(例えば、原子力に関する技術的知識、機器操作、他機能班員との連携など)の水準を示す。

- ③ 能力維持・向上の取組み
 - ②で示した能力を維持・向上させるための取組みの全体像(例えば、受講する訓練・研修や中核要員の後進育成の方針)を示す。
- ④ マネジメント

各職員が、こうした取組みに参加し、個人及び組織として緊急時対応能力の維持・向上が図られるようマネジメントの仕組み(各部署の役割、年度ごとのマネジメントフローなど)を示す。なお、こうした取組みは内閣府(原子力防災担当)と連携する。

3. 検討の進め方

基本方針は規制庁として策定するものとし、原子力規制委員会における議論を経て、その了承を得て年度内を目途に策定する。

4. 基本方針の具体化

基本方針策定後は、2. ④のマネジメントの仕組みに沿って、各職員が所定の訓練等に参加し、緊急時対応能力の維持・向上が図られているかを毎年度確認し、また、その状況を適宜原子力規制委員会にも報告する。